

広報さがみはら広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市が発行する広報さがみはら（以下「広報紙」という。）への広告掲載について、相模原市有料広告掲出に関する指針に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報紙に掲載することができる広告の範囲の詳細は、広報さがみはら及び市ホームページ等広告掲載基準に定める。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。ただし、編集上必要があると認める場合は、変更することができる。

掲載面	刷り色	サイズ（1 枠）
情報あらかると面	市指定の2色	縦 8cm×横 12cm
中面	フルカラー	
最終面	フルカラー	

2 情報あらかると面、中面は2枠を合わせて掲載することができる。最終面は2枠または4枠を合わせて掲載することができる。

3 広告には、広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の事業所名、所在地、電話番号、広告である旨を明記するものとする。ただし、電話番号について、業務の形態等により掲載希望者とは別のものを明記する場合は、その事業所名及び掲載希望者との関係性も併せて明記するものとし、その表記サイズは掲載希望者の事業所名の表記サイズ以下とする。

(広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、広報紙を主管する課等の長（以下「主管課長」という。）が別に定める。

(広告の掲載料と納付方法)

第5条 掲載希望者は、広告掲載料(以下「掲出料」という。)を広告取扱業者(以下「広告取扱業者」という。)に支払うものとする。

2 広告取扱業者は、前項の規定により掲出料として得られる見込みの額(以下「掲載料」という。)を、市長の発行する納入通知書により、市長が別途指定する金額及び回数で期日までに前納するものとする。

(掲載希望者の募集)

第6条 掲載希望者の募集は、広告取扱業者による募集により行うものとする。

(掲載希望者及び広告取扱業者の要件)

第7条 掲載希望者及び広告取扱業者は、次の条件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
 - (3) 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
 - (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
 - (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
 - (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (8) 法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、市税を滞納していない者
- 2 掲載希望者が、次の次号に掲げる事業者である場合には、次条第1項の規定による申込みを行うことができない。ただし、第3号に掲げる事業者がたばこ以外の事業に係る広告の掲載を希望する場合は、この限りでない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及びこれに類似する業を行う事業者
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業及びこれに類似する業を行う事業者
 - (3) たばこに関する業を行う事業者
 - (4) ギャンブルに関する業を行う事業者
 - (5) 法律の規定によらない医療類似行為を行う施設を営む事業者
 - (6) 占い、運勢判断に関する業を行う事業者
 - (7) 興信所、探偵事務所等を営む事業者
 - (8) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引を行う事業者
 - (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたった事業者
 - (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4項の再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第1項の更生手続を開始し、終了していない事業者
 - (11) 許可、認可等が必要な業種であって、これを受けることなく営業を行う事業者

- (1 2) 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法（昭和23年法律第205号）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に抵触する事業者
- (1 3) 前2号に掲げるもののほか、各種法令に違反している事業者
- (1 4) 行政機関からの行政指導を受けたにも関わらず、改善がなされていない事業者
- (1 5) 前14号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている事業者又は社会問題となっている業種を営む事業者
- (1 6) 市ホームページ等以外の媒体において、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反し、又は違反するおそれがある広告を掲出している事業者
(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は広告取扱業者を通して申込みを行うものとする。

- 2 広告原稿は、掲載希望者及び広告取扱業者の負担で作成するものとする。
(広告掲出者の決定)

第9条 掲載希望者の広告掲出の適否は、主管課長が決定するものとする。

- 2 広告掲出可の決定を受けた掲載希望者（以下、「広告掲出者」とする。）及び広告掲出不可の決定を受けた掲載希望者への結果通知は、広告取扱業者を通じて行うものとする。
(広告掲載の決定)

第10条 広告取扱業者は、各号の広告枠に掲載する広告掲出者の選定については、極力各掲載面の掲載内容に沿うよう配慮して行うものとする。

- 2 前項の選定に際し、広告掲出者の申込状況により、業種などの偏り等が生じるおそれがある場合は、主管課長への事前相談を要するものとする。
- 3 広告の掲載の適否は、広告審査会の承認を得て主管課長が決定するものとするものとする。
- 4 広告掲載の可否を決定したときの広告掲出者への結果通知は広告取扱業者を通して行うものとする。
- 5 主管課長は、広告審査会の審査の結果、広告内容の一部を修正することにより、広告審査会の承認を得たときは、当該修正内容を掲載条件とし、前項の決定通知を行うものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 主管課長は、広告の内容、デザイン及び広告掲出者の業務が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告取扱業者を通じていつでも広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告取扱業者を通し、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき。
 - (2) 指定する期日までに掲載条件等を満たす広告原稿の提出がないとき。
 - (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告取扱業者が行わないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、広報紙への広告の掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- 2 前項の取扱いに関して、市長はその賠償の責めを負わない。また、前項第2号から第4号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告掲出者は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告掲出者は掲載する広報紙の発行日から20日前までに広告取扱業者を通して主管課長に申し出なければならない。

(広告取扱業者の責務)

第14条 広告取扱業者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告取扱業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決するものとする。ただし、広告取扱業者が広告掲出者に求償することを妨げるものではない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし次項の規定は、平成29年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による掲載者の決定に関し必要な手続その他広告掲載のため必要な準備行為は、この要綱の施行の目前においても行うことができる。